「非核三原則」尊重の取組についての意見書

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島・長崎への原爆投下という未曾有の惨禍を経験した世界唯一の戦争被爆国である我が国にとって、長年にわたる国民の願いである。

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、1967 年に佐藤榮作内閣総理大臣が国会で表明して以来、歴代内閣に引き継がれ、我が国は国是としてこれを堅持してきた。加えて、我が国が戦後、平和国家として歩んできた基本的な姿勢を示す重要な原則であり、その意義は今日においても変わるものではない。

八幡市においても、1982 年（昭和 57 年）９月 28 日、京都府内で初めての「八幡市非核平和都市宣言」を掲げ、「いのちの尊厳を深く認識し、非核三原則が完全に実施されることを願い、核兵器の廃絶と軍備の縮小を強く全世界のひとびとに訴える」との決意を表明した。以来、核兵器の廃絶と恒久平和を願う立場を大切にしてきた。

今日、核兵器をめぐる国際情勢は厳しさを増し、我が国を取り巻く安全保障環境も大きく変化している。また、安全保障関連三文書の議論が進められている。

広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないという決意を改めて確認し、唯一の戦争被爆国として､核兵器のない世界の実現に向けて 国際社会を先導していくことが我が国に求められている。

よって、国会及び政府におかれては、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約締約国会議（ＭＳＰ）へのオブザーバー参加について十分に勘案、配慮するとともに、核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）体制を維持・強化し、非核三原則を尊重しながら、核兵器のない平和な世界の実現に向け、一層の努力を重ねることを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

提出先　衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　法務大臣　防衛大臣

提出日：令和８年１０月２３日
提出者：八幡市議会議員　奥村順一
賛成者：八幡市議会議員　福田佐世子　　山本邦夫　　鷹野雅生
　　清水章好　　叶　善之
議決結果：令和８年１０月２３日　原案可決